

平成 29 年 11 月 13 日
東 京 労 働 局

中央労働基準監督署における文書の誤送付について

東京労働局（局長 勝田 智明）は、中央労働基準監督署（署長 上島 卓司。以下「中央署」という。）において発生した個人情報漏えいを含む文書の誤送付について、下記のとおり事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

1 概要

中央署において、A法人に送付すべきB社の時間外労働・休日労働に関する協定届（以下「三六協定届」という。）の控及び就業規則届の控をC社に送付し、C社に送付すべきD社の三六協定届の控をA法人に送付するという事案が発生した。

三六協定届の控及び就業規則届の控には、B社及びD社の代表者職氏名、会社の労働者代表の氏名等が記載されていた。

2 事実関係

- (1)平成 29 年 10 月 31 日、中央署において、職員 E が A 法人及び C 社宛に返送する三六協定届の控及び就業規則の控の封入作業を行った。
- (2)平成 29 年 11 月 2 日、職員 F が A 法人及び C 社宛に返送する三六協定届の控及び就業規則の控の封緘作業を行い、郵送した。
- (3)同月 6 日、C 社から電話連絡があり、中央署から提出代行を請け負っていない B 社の書類の控が返送されている旨申し出があり、直ちに返送記録を確認したところ、誤送付が判明した。
- (4)同日、同署管理副署長が C 社に訪問の上、経過説明及び謝罪を行い、了承を得るとともに、誤送付した三六協定届の控及び就業規則の控を回収した。
- (5)同日、同署第一方面主任監督官が A 法人に訪問の上、経過説明及び謝罪を行い、了承を得るとともに、誤送付した D 社の三六協定届の控を回収した。
- (6)同月 8 日、管理副署長が D 社を訪問の上、経過説明及び謝罪を行い、了承を得た。
- (7)同月 10 日、管理副署長が B 社に訪問の上、経過説明及び謝罪を行い、了承を得た。

3 発生原因

返送作業時に、一つの郵便物を取り扱う際には他の郵便物を同時に取り扱わないという基本動作が守られず、ひとつの机上で複数の郵便物を同時に取

り扱ったこと。具体的には、職員FがC社に返送する書類のダブルチェック作業を行っていたが、直前にチェックしたA法人に返送するB社の書類を改めて確認しようと再開封した際、A法人に返送するB社の書類とC社に返送するD社の書類が混同してしまい、A法人とC社の返信用封筒を取り違えて書類を封入したこと。

4 再発防止対策

(1) 中央署においては、平成29年11月8日、緊急署内会議を開催し、署長から幹部職員に対して事案を説明するとともに、以下の指示を行った。

机上では、混同を防ぐため、複数の郵便物を同時に取り扱わないという基本動作を徹底すること。

ダブルチェックの必要性を十分に認識し、確実に実施すること。

(2) 東京労働局においては、同日、中央署に主任監察監督官及び担当監察監督官を派遣して特別研修を実施するとともに、再発防止の徹底を指示した。また、同月10日、労働基準部長から管内全署長に対し本件の概要の説明及び同種事案の再発防止の徹底について文書により指示した。

【担当】

東京労働局労働基準部監督課

課長 樋口 雄一

主任監察監督官 中尾 剛

電話 03(3512)1612